

## エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）

地域区分	断熱性能要件 (評価方法基準による省エネルギー対策等級など)	断熱性能以外の要件
I 地域 (I a、I b 地域)	等級 4	以下の①～⑤のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup> を有する場合 ④ 燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合 ⑤ ガスエンジン・コージェネレーション <sup>※7</sup> を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び高効率給湯器 <sup>※1</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ③ 燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合 ④ ガスエンジン・コージェネレーション <sup>※7</sup> を採用する場合
II 地域 III 地域	等級 4	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup> を有する場合 ④ 燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び高効率給湯器 <sup>※1</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ③ 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合
IV 地域 (IV a、IV b 地域) V 地域	等級 4	以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup> を有する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 主たる居室 <sup>※8</sup> にルームエアコンディショナー <sup>※5</sup> を設置し、高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 主たる居室 <sup>※8</sup> にルームエアコンディショナー <sup>※5</sup> を設置し、燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup>	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合
VI 地域	等級 3	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合

ただし、以下のいずれかに該当する場合は除外する。

- 1) ヒートポンプ方式によらない電気温水器を採用している場合
- 2) ヒートポンプ方式によらない電気暖房を採用している場合

- ※1：高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。
- ・ガス瞬間式（潜熱回収型）給湯器
  - ・石油瞬間式（潜熱回収型）給湯器
  - ・電気温水器（ヒートポンプ式）で年間給湯効率（APF）3.0以上を満たすもの。
- ※2：節湯器具を採用とは以下の条件をすべて満たす場合である。
- ・台所において「節湯A（手元止水機能）」「節湯B（小流量吐水）」「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」のいずれかを採用する。
  - ・シャワーにおいて「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」を採用する。
- ※3：熱交換換気とは、顕熱交換効率65%以上を満たす換気システムをいう。
- ※4：開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）の熱貫流率がⅠ及びⅡ地域あつては1.9以下、Ⅲ地域にあつては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあつては4.07以下とする。
- ※5：省エネ法で定めた「家庭用の直吹き形で壁掛け型のもので、目標年度2010年度の省エネ基準値達成率が100%以上の機器をいう。
- ※6：燃料電池については、低位発熱量（LHV）基準の総合効率が80%以上を満たすもの。
- ※7：ガスエンジン・コージェネレーションについては、低位発熱量（LHV）基準の総合効率が80%以上を満たすもの。
- ※8：主たる居室とは、居間を含むダイニングや台所との一体空間をいう。